

【基本目標1】一人ひとりが尊重され、安心して相談できる社会

(1) 包括的な相談支援体制の構築

P86～P89

★重点取組み

	名称	主管課	概要	R5年度実績	実績数値 (%)	課題	今後の取組	事業 継続/終了	R6年度の 変更点
		主な関係部局							
1	包括的で身近な相談支援体制の整備(重層的支援体制整備事業)	福祉課(地域支援担当、総務企画担当、総合相談担当、障害福祉担当) 市民部(市民生活課) 市民協働部(人権・同和・男女共同参画課、生活安全推進課) 保健福祉部(福祉課、子ども育成課、子ども家庭課、健康づくり課)	内容や対象者を問わない包括的で身近な相談支援体制の整備を進め、課題を抱える人の相談に応じ、情報提供や助言、支援関係機関との連絡調整を行うとともに、高齢者や障害者等への虐待の防止及びその早期発見の援助、自殺予防対応、対象者と地域とのつながりづくり等を行います。 ・相談内容を問わない相談窓口の周知の徹底 ・相談支援機関や関係機関との連携の強化(多機関による協働) ・相談支援に従事する職員の対応力の強化(人材育成) ・相談支援を手掛かりとした参加支援や地域づくりへの展開 ・身近なところで安心して気軽に立ち寄れる相談の場づくり	【福祉課総合相談担当】 ・総合相談窓口として、周知を図り、様々な相談を受けました。 ・重層的支援体制整備事業において実施している多機関協働事業において、相談支援包括化推進員を福祉課内に配置し、相談支援の円滑化・関係機関と連携を図りました。 ・個別のケース対応や研修等を通じて、他分野との連携づくりを行いました。 【福祉課地域支援担当】 ・生活困窮者自立相談支援として、社会福祉協議会、地域包括支援センター等関係機関と連携を図り、適切な支援につながるよう努めました。 【生活安全推進課】 ・令和5年度相談件数771件(内60歳以上の相談件数は384件)。 ・消費者行政以外の相談については、相談内容に応じた所管課を案内しました。 【市民生活課】 法律相談 246件／年 司法書士相談 184件／年	- ※悩んだり、困ったときに助けを求める事ができない人の減少 【目標値：10%】	【福祉課総合相談担当】 相談支援包括化推進員を配置しており、複雑化・複合化した相談に対応していますが、対応できる量は限られるため、各相談機関が受け止めることのできる案件の幅を広げる必要があります。 【福祉課地域支援担当】 ・生活困窮については相談内容の多様化・複雑化が顕著となり、中長期的にかかわるケースが増加しています。	【福祉課総合相談担当】 それぞれの相談支援機関で幅広く相談を受け止めて、適切な対応ができるように、相談支援者のスキルアップを図っていきます。 【福祉課地域支援担当】 ・引き続き相談窓口の周知と関係機関との連携強化、相談対応者のスキル向上を図ります。	継続	・相談支援の専門職として、分野横断的な知識や対応力の向上を図ることを目的に新たに研修を実施します。 ・依存症の当事者・家族、相談援助者等を対象とした依存症専門の相談窓口「依存症なんでも相談会」を開設します。

★主な事業

	事業名	内容	所管課	R5年度実績	事業 継続/終了	R6年度以降の 変更点
1	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対して、包括的に相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関と連携しながら支援を行うことで自立の促進を図ります。また、ひきこもりなど窓口へ出向けない人に対しては、訪問等(アウトリーチ)による支援の充実を図ります。	福祉課(地域支援担当)	年間384件の相談に対し、生活物資支援のほか、地域包括支援センター等の専門機関との連携のもと支援を行いました。 重層的支援体制整備事業における相談支援包括化推進員と生活困窮者自立相談支援相談員等と連携した訪問等支援に取り組みました。	継続	無

★主な事業

	事業名	内容	所管課	R5年度実績	事業 継続/終了	R6年度以降の 変更点
2	民生委員・児童委員活動の支援	地域における身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動を支援します。また、地域の民生委員推薦準備会と連携して定数の充足に努めます。	福祉課(総務企画担当)	定例会議(役員会、校区会長会、専門部会等)を毎月開催しました。 欠員補充に係る大牟田市民生委員推薦会を4回実施し、6名の委嘱を行いました。 令和5年度末の民生委員・児童委員数は275/295でした。	継続	欠員補充に関して協議する場合(校区運営等勉強会)を設けます。
3	多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業	複雑化・複合化した課題に的確に対応するために、制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートする相談支援包括化推進員を配置し、包括的・総合的な相談体制を構築するとともに、地域に不足する資源の検討を行い、新たな社会資源の創出を図ります。	福祉課(総合相談担当)	・R4年度から開始した、重層的支援体制整備事業の一部として実施しています。 ・R5年度に寄せられた相談件数は138件でした。相談内容に応じた関係機関との連携強化を図り、支援者の支援に取り組み、直接支援を行いました。 ・重層的支援会議では、4件の支援プランの検討、課題抽出や関係機関との連携、役割分担など支援の方向性を協議し、支援に取り組みました。 ・引きこもりや依存症等の本人の社会参加を支援するため、就労支援等に取り組みました。	継続	無
4	法律相談	弁護士による無料の相談会を月2回実施します。	市民生活課	毎月第2、4水曜日に開催(年23回)。 相談実績246件。 ※全24回中1回を、台風接近のため中止しました。	継続	無
5	司法書士相談	司法書士による無料の相談会を月2回実施します。	市民生活課	毎月第1、3火曜日に開催(年22回)。 相談実績184件。	継続	無
6	相談支援事業	障害のある人や障害のある子どもの保護者、介護者等からの相談に応じ、情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のために関係機関との連絡調整を行うなど、障害のある人等が利用しやすい相談支援体制の充実に取り組みます。	福祉課 (総合相談担当、障害福祉担当)	・指定一般相談支援事業者(市内4箇所)に委託し、障害者等相談支援事業を実施しました。延べ相談件数は16,568件でした。 ・福祉サービスの利用等に関する支援や健康・医療に関する支援、社会参加・余暇活動に関する支援など、相談を受けて支援する内容は多岐にわたりました。	継続	無
7	障害者相談支援の充実	障害者自立支援・差別解消支援協議会の相談支援部会において、相談支援事業所を中心に関係機関が連携し、相談支援の充実に向けて協議・検討を行います。	福祉課(障害福祉担当)	4回の相談支援部会を開催し、事例検討等を行いました。また、市内のすべての相談支援事業に呼びかけ、拡大会議を開催し、困りごと等の共有やアドバイスなどを行いました。	継続	無

★主な事業

	事業名	内容	所管課	R5年度実績	事業 継続/終了	R6年度以降の 変更点
8	発達障害についての支援	障害者自立支援・差別解消支援協議会の子ども支援部会において、関係機関が連携して発達障害児への支援体制等を検討します。	福祉課（障害福祉担当）	令和5年5月より発達障害児者家族等支援事業として、発達障害の子どもとその保護者が気軽に集い交流できる場「リりあん」を創設しました。月に1回開催し、のべ39組の親子が参加しました。	継続	無
9	発達クリニック	乳幼児健康診査等の結果により、心身の発達が気がかりな乳幼児に対して、月1回専門医師による診察相談を行います。	子ども家庭課	乳幼児健診等の結果や、ことばとこころの相談からの継続ケース等、発達の遅れが考えられる乳幼児に対して、専門医師による診察相談を行い、早期発見・早期療育につなぎました。 5年度は年12回開催。受診者数は実人員55人、延人員101人。 医師の確保が難しいためR5年度にて終了しました。	終了	無
10	ことばとこころの相談	ことばの発達や行動などが気になる幼児やその保護者に対して、心理の専門職による面接を行い、関わり方へのアドバイスや適切な療育機関の紹介を行います。（月6回の相談日を開設）	子ども家庭課	ことばの発達や行動等、気になる幼児やその保護者に対して、心理の専門職による面接を行い、関わり方についてのアドバイスや適切な療育機関の紹介を行いました。また、月1回は発達クリニックと同時に開催しました。 5年度は年71回開催、相談者は実人員112人、延人員200人。	継続	発達クリニック終了に伴い、ことばとこころの相談のみ月6回開催
11	早期教育相談の充実	教育委員会を窓口として、市、児童相談所等の行政機関と幼稚園、保育所、通園施設、小学校、特別支援学校＊等の教育機関で大牟田市早期教育相談連絡協議会を設置し、連携を強化することで、就学前からの発達相談や就学相談を行います。	学校教育課指導室	早期教育相談連絡協議会を6月と2月に実施しました。協議会は幼稚園協会代表等16名で構成されており、就学前、就学後の支援体制や、効果的な引継ぎの在り方等について協議しました。また、啓発チラシを作成し、市内の幼稚園、保育園、認定こども園に配布しました。	継続	無
12	福祉サービスに関する苦情等の対応、相談窓口の紹介	福祉サービスに関する苦情に対応するとともに、苦情相談窓口等の紹介を行い、利用者の権利擁護及びサービスの向上に努めます。	福祉課	サービスの利用に関する苦情等について、双方の主張を丁寧に聞き取り、関係機関とも調整し、個別に対応しました。	継続	無

★主な事業

	事業名	内容	所管課	R5年度実績	事業 継続/終了	R6年度以降の 変更点
13	地域包括支援センター運営事業	市内に6か所の地域包括支援センターを設置し、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の専門職が連携して市民の身近な場所で支援を行います。	福祉課（総合相談担当）	・R5年度に地域包括支援センターに寄せられた新たな相談は、2,858件でした。また、延べ17,732件の継続相談に対応しました。 ・寄せられる相談は、「介護保険」に関する相談が最も多く、次いで、「生活全般・その他」、「医療・疾病」、「認知症」に関する相談が多い状況でした。 ・医療機関や介護サービス事業所など支援関係機関と連携し、適切な支援に取り組んでいます。	継続	R6年4月、福祉課総合相談担当内に「基幹型包括支援センター」を設置しました。
14	地域ケア会議	地域包括支援センターごとに医療・介護等の専門職や地域の支援者等の多職種が協働し、日常生活において課題を抱えている高齢者やその世帯の支援及び地域課題について検討を行います。	福祉課（総合相談担当）	・R5年度の6地区地域包括支援センターでの開催回数は、計35回でした。 ・会議では、処遇困難の事例や地域課題について検討しました。	継続	無
15	認知症なんでも相談	認知症コーディネーターが相談に応じ、専門医や地域包括支援センターと連携して対応します。	福祉課（地域支援担当）	毎月第1・2水曜日 21回開設（祝日除く） 来所相談9件・電話相談7件	継続	対応方法を見直し、相談時間を短縮（3H→2Hへ）
16	健康相談	健康づくり、生活習慣病等に関する相談対応を行います。	健康づくり課	実施件数89件(2,889人) ゆめタウン、地区公民館、地域のイベント会場、健診結果説明会等で相談を行いました。	継続	無
新規事業	言語聴覚士による相談	乳幼児健診や育児相談などで、ことばの面や発音で心配のある子どもや、相談がある保護者を対象に、言語聴覚士が発達に応じた相談・助言を行います。	子ども家庭課（母子保健担当）	R6年度から開始	継続	無

【基本目標1】一人ひとりが尊重され、安心して相談できる社会

(2)権利擁護体制の充実

P90～P93

★重点取り組み

	名称	主管課	概要	R5年度実績	実績数値 (%)	課題	今後の取組	事業 継続/終了	R6年度の 変更点
		主な関係部局							
1	合理的配慮＊の 推進	福祉課(総合相 談担当、総務企 画担当、障害福 祉担当)	障害者基本法や障害者差別解消法に 基づく合理的配慮＊について、相互理 解を基盤とした普及啓発に取り組むと ともに、病気や障害、認知症等のある人 の理解を深める取組みなど、幅広い分 野において具体的な実践活動を促進し ます。 ・障害者自立支援・差別解消支援協議 会合理的配慮推進部会の活動 ・教育、就業、地域等、様々な場での体 験的な相互理解の充実 ・障害等の当事者、職場、地域、学校等 における合理的配慮＊への理解の促進 ・市職員全体に対する合理的配慮＊へ の理解促進	【福祉課障害福祉担当】 ・障害者自立支援・差別解消支援協議会合理的 配慮推進部会を3回開催し、部会内での研 修のほか、庁内における合理的配慮の事例や 福岡県障がい者差別解消専門相談に寄せら れた相談事例を基に、合理的配慮に関する事 例検討を実施しました。 ・市職員については、管理職等を対象に、障害 者差別解消法に関する研修を実施しました。 ・商工会議所を通じ、会員へ事業者の合理的 配慮の義務化についてリーフレットを配布しま した。 【福祉課総合相談担当】 ・権利擁護連絡会において、合理的配慮等の 情報を共有しました。 ・来庁者を案内するときなど、合理的配慮を意 識しながら、本人の状況に合ったサポートをす るよう心がけました。	実績： 75.2% ※障害につ いての理解 度 【目標値： 72%】	【福祉課障害福祉担当】 ・令和6年4月の改正差別解 消法の施行について、さらな る周知が必要です。 【福祉課総合相談担当】 ・適切に合理的配慮を行える ように合理的配慮に関する 正しい理解と認識を深める必 要があります。	【福祉課障害福祉担当】 ・合理的配慮提供助成事業 に取り組みます。 ・合理的配慮がなされている 事業所へ、申請に基づき、 「障害のある人にもやさしい お店宣言ステッカー」を配付 します。 【福祉課総合相談担当】 国や県の研修を活用し、相 談対応する職員のスキル アップを図ります。	継続	有 ※新規事 業を開始
		全部局							

★主な事業

	事業名	内容	所管課	R5年度実績	事業 継続/終了	R6年度以降の 変更点
1	人権なんでも相 談	様々な人権の問題や近隣トラブル、 身近なことでの相談に対応し、さらに その活用が図られるよう、広報・周 知を行いながら人権擁護委員の活 動支援に努め、人権擁護の取組み を進めます。	人権・同和・男女共 同参画課	毎月1回「えるる」及び6月と12月にそれぞれ1地区公 民館を会場として、総務大臣から委嘱された人権擁 護委員が実施する「人権なんでも相談」の開催支援を 行いました。(12回、14か所で実施) 相談件数は前年度より増加しました。(R4・・・6件、R5 ・・・8件)	継続	無
2	各種団体との連 携による多様な 人権問題に関す る啓発事業	市民一人ひとりが、人権問題に対す る理解と認識を深めるために、講演 会や講座等を開催します。	人権・同和・男女共 同参画課、人権・同 和教育課	・7月の福岡県同和问题啓発強調月間及び12月の人 権週間(4日～10日)にあわせ、街頭啓発活動を実施 しました。 当初7月1日(土)に人権・同和教育講演会を開催予定 でしたが豪雨のため2月24日(土)に延期して開催、12 月16日(土)に人権フェスティバルを開催しました。 ・テーマに沿った人権・同和教育研究実践交流会(8 月)や、人権連続講座(11月)を開催しました。	継続	無

★主な事業

	事業名	内容	所管課	R5年度実績	事業 継続/終了	R6年度以降の 変更点
3	消費生活相談	多種、多様化する消費者トラブルの未然防止・早期発見を図るため、啓発活動を行うとともに、関係機関と連携し成年後見制度などの権利擁護制度の活用を促します。また、消費生活センターの認知度向上に努め、トラブルに遭遇した市民に対して、解決に導くための的確な相談対応を行います。	生活安全推進課	年間相談件数771件	継続	無
4	権利擁護連絡会	関係団体と協議を行い、児童・障害者・高齢者への虐待防止、成年後見制度を含む法的支援の適切な運用や普及啓発、多様な世代に関する生活支援の普及啓発などを図ります。	福祉課（総合相談担当）	・R5年度は4回の権利擁護連絡会を開催し、参加機関の活動状況の情報共有やケース検討を行いました。	継続	無
5	虐待防止及び対応へのネットワーク構築	虐待についての正しい知識の周知・啓発などを行う研修会等を実施し、虐待の防止を図ります。また、関係機関や地域の関係者等と積極的に連携を図りながら、虐待等の早期発見・解消に向けて対応ができるよう、権利擁護ネットワークの強化・充実を図ります。	福祉課（総合相談担当）	・地域包括支援センター職員向けの虐待対応の研修、地域包括支援センター職員による地域住民向けの出前講座を実施しました。また、権利擁護連絡会を4回実施し、参加者同士の権利擁護ネットワークの強化を図りました。	継続	無
6	成年後見制度利用促進事業	大牟田市成年後見センターや地域包括支援センターにおいて、成年後見制度利用や権利擁護に関する相談・助言、市民後見人の養成・登録、市民後見人活用による法人後見受任及び市民後見人活動の支援を行い、周知・普及を図ります。	福祉課（総合相談担当）	・成年後見センターのR5年度の実績は、初回相談人数130人、法人後見の総受任件数129件、市民後見人の登録者36人でした。 また、法人後見の担い手として活動していた市民後見人が、R6年3月に筑後地区で初めて個人として家庭裁判所から後見人に選任されました。	継続	無
7	成年後見市長申立等支援事業	市長が行う成年後見制度利用の審判の請求において、審判の対象者が一定の要件に該当する場合について、後見制度の利用を支援するための費用の助成を行います。	福祉課（総合相談担当）	・R5年度は、後見人等に対して23件の費用助成を行っています。なお、市長申立件数は高齢者14件、障害者1件です。	継続	無
8	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人たちに対し、支援計画を作成し、生活支援員を派遣することにより、自立した生活ができるよう福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行います。 【実施主体：社会福祉協議会】	福祉課	利用者数81名（新規契約者16名、解約者11名） 延支援件数1,666件	継続	無

★主な事業

	事業名	内容	所管課	R5年度実績	事業 継続/終了	R6年度以降の 変更点
9	障害者差別解消法に関する広報啓発	インターネット、広報紙、障害者福祉のしおり等を活用した広報活動を実施するとともに、出前講座や説明会等を通じて、市民の障害に対する理解・関心が深まるよう、障害者差別の解消のための広報・啓発に取り組めます。	福祉課(障害福祉担当)	・国連の世界自閉症啓発デー(4/2)・発達障害啓発週間(4/2～4/8)に合わせた市庁舎の自閉症啓発デーのシンボルカラーであるブルーのライトアップや自閉症の人の作品展示を、ボランティア団体との共催事業として実施した。また、同期間中は、子どもたちが青色で絵を描いた光る瓶を庁舎窓口に設置するとともに、窓口職員全員が名札にブルーリボンを付けて業務に当たるなどして、職員の意識啓発にもつながるよう取り組みを実施した。 ・広報おおむた、市のホームページ等による啓発のほか、人権フェスティバルでの啓発ティッシュの配付を行った。また、令和6年4月から合理的配慮の提供が民間事業主にも義務化されることになったため、商工会議所の会員等に対する会報にパンフレットの折り込みを行った。 また、障害者週間にあわせてFMたんとに出演し周知啓発を行った。	継続	無
10	障害者差別解消法に基づく合理的配慮*の推進	国の基本方針等を踏まえ、合理的配慮*の提供に関する基本的な考え方、合理的配慮*の提供の好事例、相談体制等について定めた「大牟田市職員対応要領」等により、必要かつ合理的な配慮を推進します。また、人材育成推進室と連携し、合理的配慮*の提供等について市職員等を対象とした研修を実施し、市職員等の障害に対する理解の促進を図ります。さらに、障害者自立支援・差別解消支援協議会の合理的配慮推進部会において、当事者団体をはじめ、官民の関係機関等が連携・協力しながら、合理的配慮*の推進に向けた活動に取り組めます。	福祉課(障害福祉担当)	新規採用職員及び市職員に対し、合理的配慮の提供の義務など障害者差別解消法についての研修を実施しました。 加えて、市役所の管理職を対象に、障害者差別解消法に関する研修を実施しました。	継続	無
11	ふれあい共室	ボランティアの企画運営による交流事業を通じ、子どもたちが学校という場を離れ、世代を超えた人々や背景の異なる人々とのふれあいを通して、障害のある人に対する理解と認識を深め、豊かな人間性や社会性を育むことを目的として実施します。また、ボランティアが、これら活動の意義を認識し、地域において主体的に活動していくことにより、地域の人々が共に生きていくことのできる社会の形成を図ります。	生涯学習課	令和5年6月～令和6年2月毎月土曜日、主に10時～正午(全7回)※11月の活動は天候不順のため中止。 保護者懇談会2回、ボランティア会議3回を実施。児童生徒33名、ボランティア27名の計60名での活動となりました。	継続	無
12	パラスポーツを通じた障害のある人への理解促進事業	パラスポーツ体験会、各種イベント等を通じて障害のある人への理解促進に取り組めます。	福祉課(障害福祉担当)	車いすバスケットボールの選手を招き、パラスポーツ体験イベントを開催しました。また、ふれあいパラリンピック&サンアビまつりにおいて、パラスポーツ体験会を行いました。	継続	有(サンアビの閉館に伴い、おおむたアリーナで後継事業を実施予定)
新規事業						

【基本目標1】一人ひとりが尊重され、安心して相談できる社会
(3)同じ立場や課題を経験した人同士の支え合い・居場所の充実⁹⁴～P95

★主な事業

	事業名	内容	所管課	R5年度実績	事業 継続/終了	R6年度以降の 変更点
1	ふれあいサロン 活動支援(地域介護 予防活動支援 事業)	「仲間づくり」「生きがいづくり」を目的とした地域の憩いの場である、ふれあいサロンの活動を支援し、高齢者や障害者等の引きこもり防止やフレイル＊予防につなげます。【実施主体：大牟田市社会福祉協議会】	福祉課(総合相談担当)	・大牟田市社会福祉協議会が実施しているふれあいサロンの安定した運営の継続や新規設立のための取組みに対して支援しています。(活動支援金交付、サロン連絡会開催等) ・休止サロンへの再開相談支援や訪問支援を行ったり、サロンの少ない校区を中心に新規サロンの立ち上げ支援を行い、サロン数はR5年度末で135箇所になりました。 ・社会福祉協議会からふれあいサロン活動の充実のため、サロンに対し、レクリエーション用具等の貸出(年77件)やボランティア派遣(年16件)を行いました。	継続	無
2	認知症の人の家族への支援	認知症の当事者や家族が集い、介護の悩みや情報交換、専門職等に相談できる場を開設し、認知症の人とそれを支える家族の支援をします。	福祉課(地域支援担当)	認知症カフェ連絡協議会の定例会に市職員も参加するとともに、同会主催の家族の会を月1回開催しています。	継続	無
3	認知症本人交流会への支援	若年性認知症の当事者が仲間と出会い、励ましあい、積極的に社会参加できる「ぼやき・つぶやき・元気になる会」等の交流会の活動を支援します。	福祉課(地域支援担当)	若年性認知症に限らず、本人と家族を一体的に支援するミーティングセンターを3か所で定期開催(月1回2か所、週1回1か所)しています。	継続	無
4	認知症カフェ	認知症の本人や家族が気兼ねなく参加できる集いの場です。専門職や地域住民と出会い、認知症を理解し合い、相談ができます。【実施主体：地域住民や介護事業所等】	福祉課(地域支援担当)	市内で9箇所が活動しており、年に2回イベントを開催し認知症啓発を行っています。	継続	無
新規事業						

【基本目標1】一人ひとりが尊重され、安心して相談できる社会
(4) 包括的な自殺予防体制の構築

P96～P98

★重点取り組み

	名称	主管課	概要	R5年度実績	実績数値 (%)	課題	今後の取組	事業 継続/終了	R6年度の 変更点
		主な関係部局							
1	誰も自殺に追い込まれることのない地域づくり	福祉課(地域支援担当)	国の「地域自殺対策パッケージ※」で定められ、本市の自殺対策に必要な取り組みである①住民への啓発と周知、②生きることの促進要因への支援、③自殺対策を支える人材育成、④地域におけるネットワークの強化、⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育を、市民をはじめとした保健・医療・福祉・教育・労働等各関係機関・団体との連携を図りながら実施し、誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現を目指します。さらに、本市の現状を踏まえ次の項目を重点的に取り組みます。 ・勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進 ・高齢者の自殺対策の推進 ・生活困窮者の自殺対策の推進	【福祉課総合相談担当】 ・総合相談窓口において、自殺に関連する相談を22回対応しました。そのほか精神疾患や生活困窮等の様々な相談を受けました。 【地域支援担当】 ・下記「★主な事業」記載の項目を実施するとともに、各部局で取り組んだ自殺対策の各事業について、計画進捗確認シートを活用して進捗管理を行いました。	実績： 25.8% ※自殺死亡率 【目標値： 16.2】	【福祉課総合相談担当】 自殺に繋がるリスク要因の把握や対応が難しく、相談を受ける職員の知識・技能の向上が必要です。 【地域支援担当】 自殺に追い込まれることのない地域の実現を目指し、今後とも関係機関・団体との連携を図りながら各施策を推進する必要があります。	【福祉課総合相談担当】 国や県の研修を受講し、対応する職員のスキルアップを図りながら、適切な相談対応を行います。 【地域支援担当】 ・引き続き下記「★主な事業」記載事項について、取り組んでいきます。	継続	無
		全部局							

★主な事業

	事業名	内容	所管課	R5年度実績	事業 継続/終了	R6年度以降の 変更点
1	自殺対策啓発活動	自殺予防週間(9月10日～9月16日)、自殺対策強化月間(3月)に合わせ、自殺対策に関する啓発活動を行います。また、随時、広報おおむたやホームページ等で情報を提供します。	福祉課(地域支援担当)	左記の週間と月間に全戸配布の市広報紙に自殺対策啓発記事を掲載しました。また、月間には従来の啓発ポケットティッシュを関係機関や窓口の協力を得て広く配布しました。さらに、のぼり旗設置、市庁舎ロビーにてパネル展示、庁舎内や駅前にて啓発動画放映等も継続して実施しました。	継続	無
2	ゲートキーパー＊研修	自殺を考えていることを周りの人が早期に「気付く」ことが重要です。また、相談を受ける周りの人自身が相談者の自殺既遂に遭遇した場合などに心の健康を維持することが大切です。このため、市職員、専門職、市民に対して、誰もが「気付き」や「自らの心のケア」について学べるような研修機会の確保を図ります。さらに、専門職には、自殺リスクを的確に評価できる技術等を向上させるための支援を行います。	福祉課(地域支援担当)	1)職員対象:窓口対応や相談対応を行う職員等を対象に、42人が受講しました。 2)市民対象 ①市内に在住または、通勤・通学している人を対象に、29人が受講しました。 ②小学生～高校生の子を持つ保護者または、その関係者を対象に、16人が受講しました。 3)専門職対象:民生委員等を対象に、25人が受講しました。	継続	無

★主な事業

	事業名	内容	所管課	R5年度実績	事業 継続/終了	R6年度以降の 変更点
3	専門職による心の健康相談	生活の悩みや不安等の相談に、臨床心理士等の専門職が応じます。	福祉課(地域支援担当)	〔こころリフレッシュ相談〕 毎月第1・3火曜日に、合計23回企画しました。 相談実人数は14人でした。	継続	無
4	自殺対策のネットワークの強化	関係機関等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進するため、相互の連携・協働の仕組みを構築します。 ＜協議を行う連絡会等＞ ・障害者自立支援・差別解消支援協議会 ・権利擁護連絡会	福祉課(地域支援担当)	自立支援協議会等において自殺対策の取組み(進捗状況)についての説明を実施しました。	継続	無
5	児童生徒向け自殺予防啓発	国・県等の自殺対策に関連するリーフレット、SOSダイヤルの案内チラシ等を配布し、周知啓発を図ります。	学校教育課指導室	国・県等の自殺対策に関連するリーフレット(教職員用・児童生徒用)、悩み相談窓口・SOSダイヤルの案内チラシ等を配布し、周知啓発を図りました。 悩み相談窓口一覧を児童生徒のタブレット端末上に表示し、児童生徒本人がいつでも確認できるようにしました。	継続	無
新規事業						